

建設工事に係る業務委託における最低制限価格の算出方法の改正について

津幡町が発注する建設工事に係る業務委託における最低制限価格の算出方法について、以下のとおり改正することとしました。

改正内容

- 土木コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務を対象に、最低制限価格の算出について、諸経費（一般管理費等）の算入率を 0.48 から 0.50（補償関係コンサルタント業務は 0.45 から 0.50）へ引上げ
- 土木コンサルタント業務、建築又は設備設計業務、補償関係コンサルタント業務を対象に、最低制限価格の範囲の上限を 10 分の 8 から 10 分の 8.1 へ引上げ

算出方法

《土木コンサルタント業務》

項目	改正前	改正後
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × <u>0.48</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × <u>0.50</u>
範囲	10 分の 6 から <u>10 分の 8 まで</u>	10 分の 6 から <u>10 分の 8.1 まで</u>

《建築又は設備設計業務》

項目	改正前	改正後
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 1.00 ・特別経費 × 1.00 ・技術料等経費 × 0.60 ・諸経費 × 0.60 	改正なし
範囲	10 分の 6 から <u>10 分の 8 まで</u>	10 分の 6 から <u>10 分の 8.1 まで</u>

《補償関係コンサルタント業務》

項目	改正前	改正後
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × <u>0.45</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × <u>0.50</u>
範囲	10 分の 6 から <u>10 分の 8 まで</u>	10 分の 6 から <u>10 分の 8.1 まで</u>

《測量業務》

項目	改正前	改正後
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × <u>0.48</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × <u>0.50</u>
範囲	10分の6から 10分の8.2まで	改正なし

《地質調査業務》

項目	改正前	改正後
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.80 ・諸経費 × <u>0.48</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.80 ・諸経費 × <u>0.50</u>
範囲	3分の2から 10分の8.5まで	改正なし

※上記項目の合計額に消費税及び地方消費税を加算

適用日

令和6年5月1日以降に入札公告または指名通知を行う業務から適用します。